

京都市上下水道企業管理規程第7号

京都市水道局及び下水道局給与等資金前渡規程の一部を改正する規程を
次のように定める。

平成16年4月1日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 勝次

京都市水道局及び下水道局給与等資金前渡規程の一部を改正する規 程

京都市水道局及び下水道局給与等資金前渡規程の一部を次のように改正
する。

題名を次のように改める。

京都市上下水道局給与等資金前渡規程

第1条中「上下水道事業管理者」を「管理者」に、「水道局及び下水道局」
を「上下水道局」に、「水道局総務部職員課長（以下「職員課長」という。職
員課長に事故あるときは、職員課人事係長とする。以下同じ。）」を「職員課
長」に改め、同条ただし書中「特別の理由がある場合」を「管理者が特別
の理由があると認めるとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する資金前渡は、職員課長に事故あるときは、職員課給与
労政係長が、その事務を代理する。

第4条見出し中「書」を削り、同条中「給与資金前渡請求兼領収書」を
「出金伝票」に、「上下水道事業管理者」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に、「前渡金精算書」を「精
算書」に、「上下水道事業管理者」を「管理者」に改め、同条第2項中「す

みやかに」を「速やかに」に、「または」を「又は」に改める。

第7条中「上下水道事業管理者」を「管理者」に、「現金取扱」を「現金取扱い」に、「または」を「又は」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、給与等の資金前渡に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(上下水道局総務部職員課)